

つくばみらい市告示第68号 - 1

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、次のとおり収納代行事業者を指定したので、同条2項の規定により告示する。

令和7年 4月 10日

つくばみらい市長 小田川



1. 収納代行事業者の名称及び所在地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

2. 収納代行事業者に納付させる歳入の種類

次の公共施設の使用料等

- ・つくばみらい市立伊奈公民館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館福岡分館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館十和分館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館谷原分館
- ・つくばみらい市高齢者センター
- ・絹の台桜公園
- ・みらい平市民センター

3. 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及びつくばみらい市財務規則（平成18年3月7日規則第31号）第32条の2第2項の規定により告示する。

令和7年 4月 10日

つくばみらい市長 小田川



1. 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

2. 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

次の公共施設の使用料等

- ・つくばみらい市立伊奈公民館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館福岡分館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館十和分館
- ・つくばみらい市立谷和原公民館谷原分館
- ・つくばみらい市高齢者センター
- ・絹の台桜公園
- ・みらい平市民センター

3. 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日